

熊建協発第185号

平成30年1月23日

各支部・部会長様

一般社団法人 熊本県建設業協会

会長 橋口光徳

〔公印省略〕

### 現道工事等における交通誘導員の配置の取扱いについて（周知）

時下、益々ご清栄のことと御慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして別添のとおり、熊本県土木部土木技術管理課長及び道路保全課長より周知依頼がありました。

現在、本格化している震災復旧・復興工事に伴い交通誘導員の確保が非常に困難になっているのを鑑み、適切な配置等について事例を基に示されております。

つきましては、貴支部・部会所属会員へ周知・徹底して頂きますよう、よろしくお願ひ致します。

なお、交通誘導員の確保が困難な場合や示されている施工体制に合致しない場合は、必ず発注監督員と協議の上、適切な交通誘導の体制を取って頂きますよう、併せてお願ひ致します。

事務連絡  
平成30年1月17日

建設産業団体連合会長様

熊本県土木部土木技術管理課長  
熊本県土木部道路保全課長

### 現道工事等における交通誘導員の配置の取扱いについて（通知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、本県建設行政にご協力、ご支援いただきまして感謝申し上げます。

さて、震災復旧・復興工事の本格化に伴い交通誘導員の確保が困難な状況が続いていることを踏まえ、交通誘導員の配置に関する取扱いを下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。つきましては、引き続き交通誘導員の適切かつ柔軟な対応をお願いします。

記

#### 1 用語の定義

##### i) 現道工事等における交通誘導

道路上での工事に伴い生じる交通の誘導、及び沿道等からの出入りにおける交通の誘導をいう。

##### ii) 交通誘導における道路の区分

交通誘導を行う道路については、それぞれ次のような区分が設けられている。

①指定路線とは、交通誘導に特に留意すべき路線で別表1記載の路線。

②指定路線外とは、指定路線以外の全ての路線。

##### iii) 自家警備

自家警備とは、警備会社の警備員による交通誘導ではなく、施工者の社員により施工者自らが行う交通誘導をいう。

#### 2 交通誘導員配置の取扱い

①指定路線、②指定路線外ごとに、交通誘導の取扱いが下記i)のとおり異なりますので、別図1の検討フロー図に基づき検討するとともに、下記取扱い事項に基づき、交通誘導員を配置することとなります。

##### i) 道路区分別取扱い事項

###### ①指定路線

警備会社の警備員を配置し、かつ、交通誘導を行う場所ごとに一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を一人以上配置すること。（別図2参照）

###### ②指定路線外

警備会社の交通誘導員を配置することを基本とするが、交通誘導員ひつ迫等の理由で確保できないなどの特別な理由がある場合は、受注者は監督員と協議のうえ、いわゆる自家警備を行うことができるものとする。（別図3参照）

なお、この場合、共通仕様書等に基づく安全な交通誘導を行うことは当然であるとともに、施工体制に応じて実施する必要がある。

また、下請業者が施工する工事において必要となる交通誘導の自家警備は、元請業者ではなく、当該工事の下請業者が実施する。（別図4参照）

## ii) 共通取扱い事項

指定路線、指定路線外に関わらず、同一施工区域内で警備会社の交通誘導員により交通誘導を行う際は、同一警備会社の誘導員で行わなければならない。(別図2及び別図3参照)

ただし、交通誘導区間が複数あり、業者ごとに区間を分担するとともに、誘導業務に係る指揮命令系統の独立が確保されている場合は、区間を分担して複数の業者が実施することは可能である。

### 【土木技術管理課】

技術指導班 満園、高木

TEL:096-333-2490 (内 6056)

### 【道路保全課】

維持防災班 福田、後藤

TEL:096-333-2504 (内 6105)

## 別表1

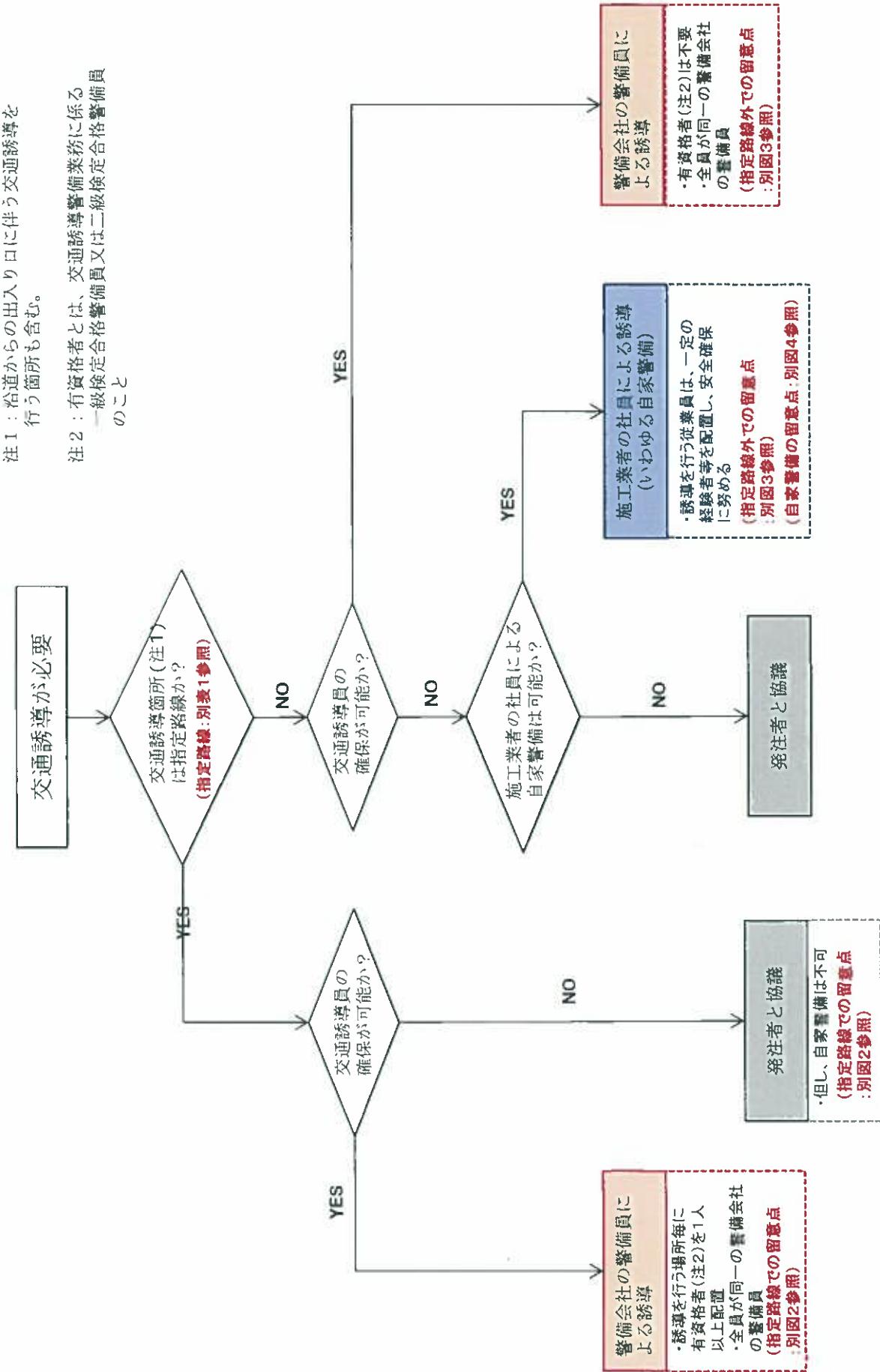
平成27年10月1日施行  
※熊本県警察本部ホームページに掲載

路線名	区間
一般国道3号線	熊本県の全域(熊本市北区植木町舞尾字前畠680番3地先から熊本市北区植木町鎧田字野入988番1地先までの間を除く。)
一般国道57号	熊本県の全域
一般国道208号	熊本県の全域
一般国道218号	熊本県の全域
一般国道219号	熊本県の全域
一般国道266号	熊本県の全域
一般国道324号	熊本県の全域
一般国道325号	熊本県の全域
一般国道387号	熊本県の全域(阿蘇郡小国町の全域を除く。)
一般国道389号	熊本県の全域
一般国道443号	熊本県の全域
一般国道501号	熊本県の全域
主要地方道熊本玉名線	熊本県の全域
主要地方道八代鏡宇土線	熊本県の全域
主要地方道玉名山鹿線	熊本県の全域
主要地方道熊本高森線	熊本県の全域(阿蘇郡高森町の全域を除く。)
主要地方道大津植木線	熊本県の全域
主要地方道熊本益城大津線	熊本県の全域
主要地方道熊本菊鹿線	熊本県の全域
主要地方道八代鏡線	熊本県の全域
一般県道辛川鹿本線	熊本県の全域
一般県道田迎木原線	熊本県の全域
一般県道益城菊陽線	熊本県の全域

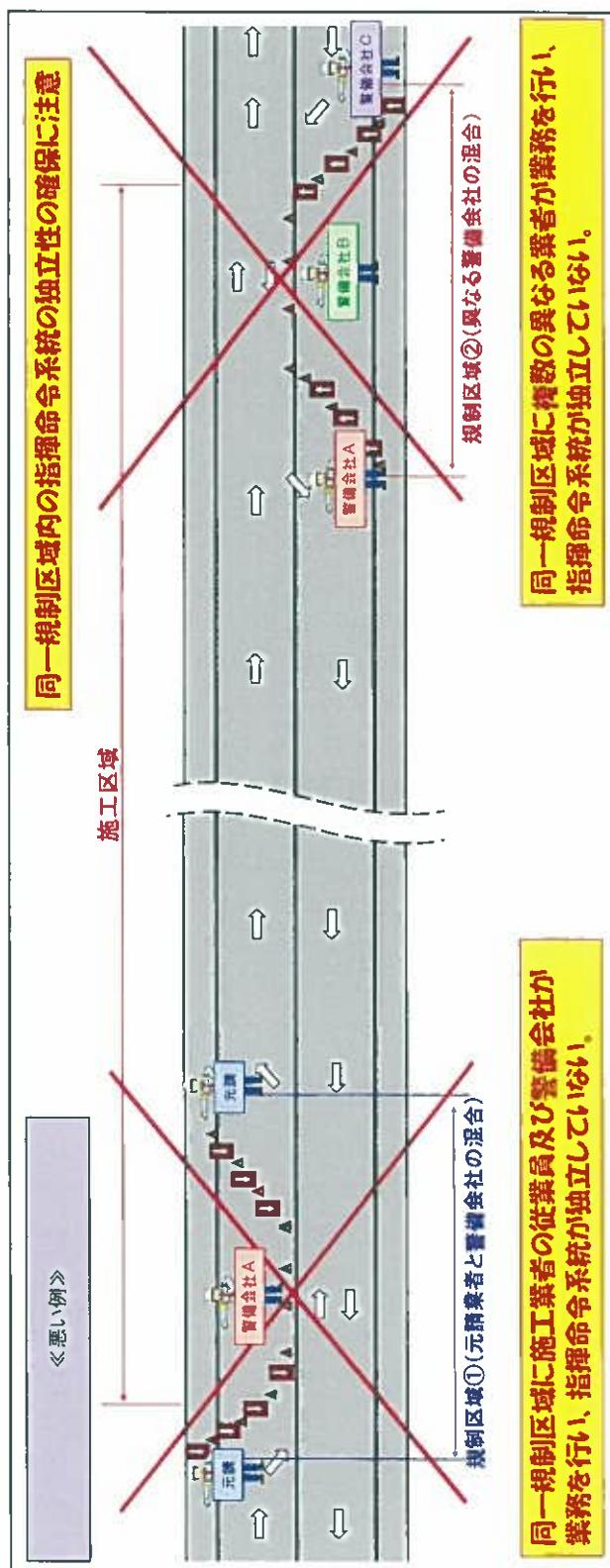
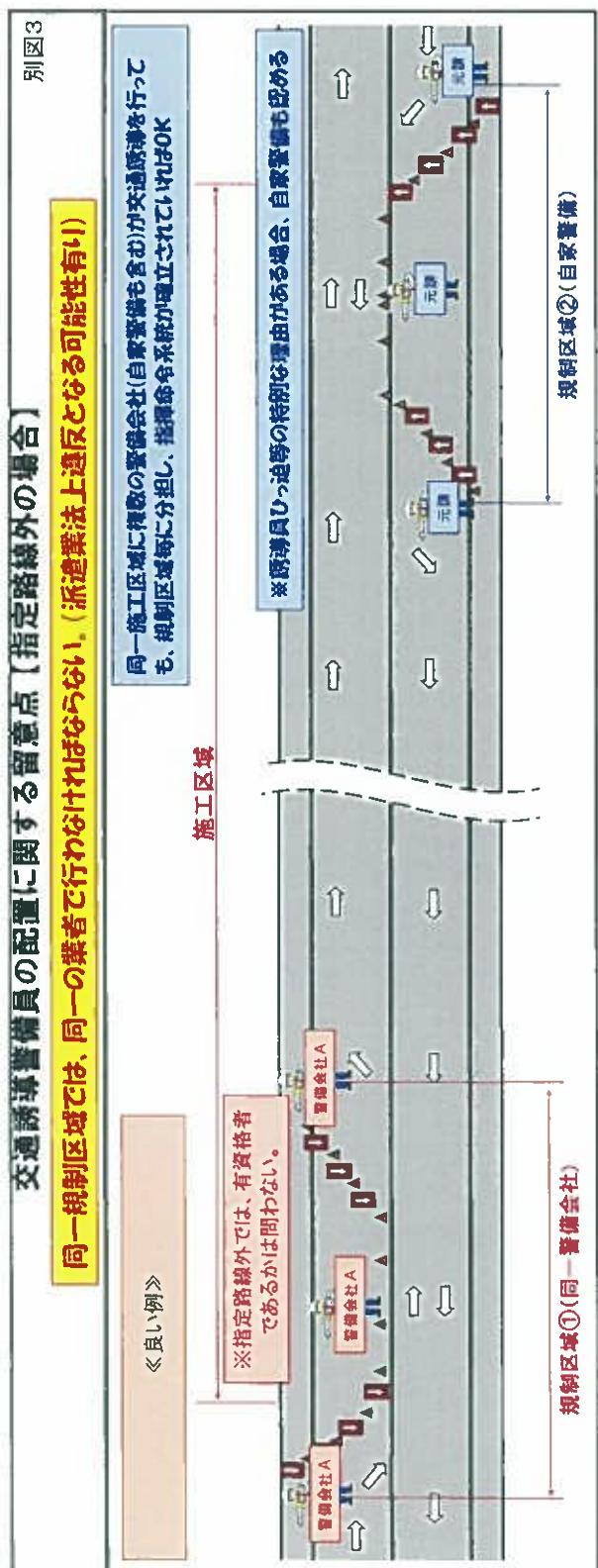
一般県道八代港大手町線	熊本県の全域
一般県道川尻宇土線	熊本県の全域
一般県道住吉熊本線	熊本県の全域
一般県道八代不知火線	熊本県の全域

1

交説導の検討フロー図



別図3

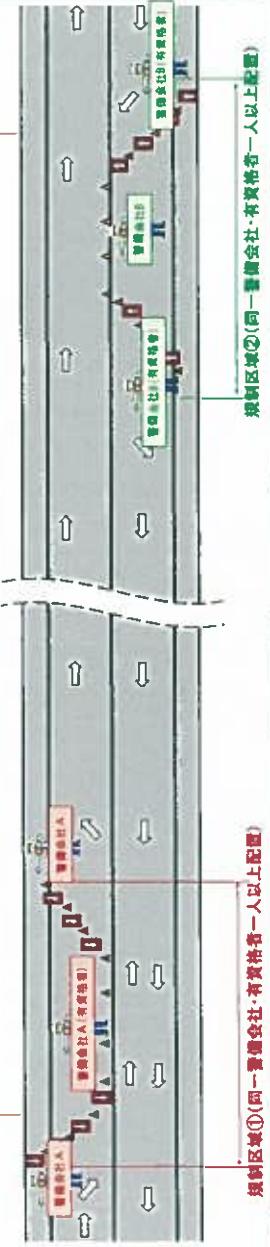


別図2

交通誘導警備員の配置に関する留意点「指定範線(別表1参照)」の場合

1 同一規制区域では、同一の業者で行われなければならない。  
(派遣法上違反となる可能性有り)

&lt;良い例&gt;



規制区域②(同一業者会社・有資格者一人以上配置)

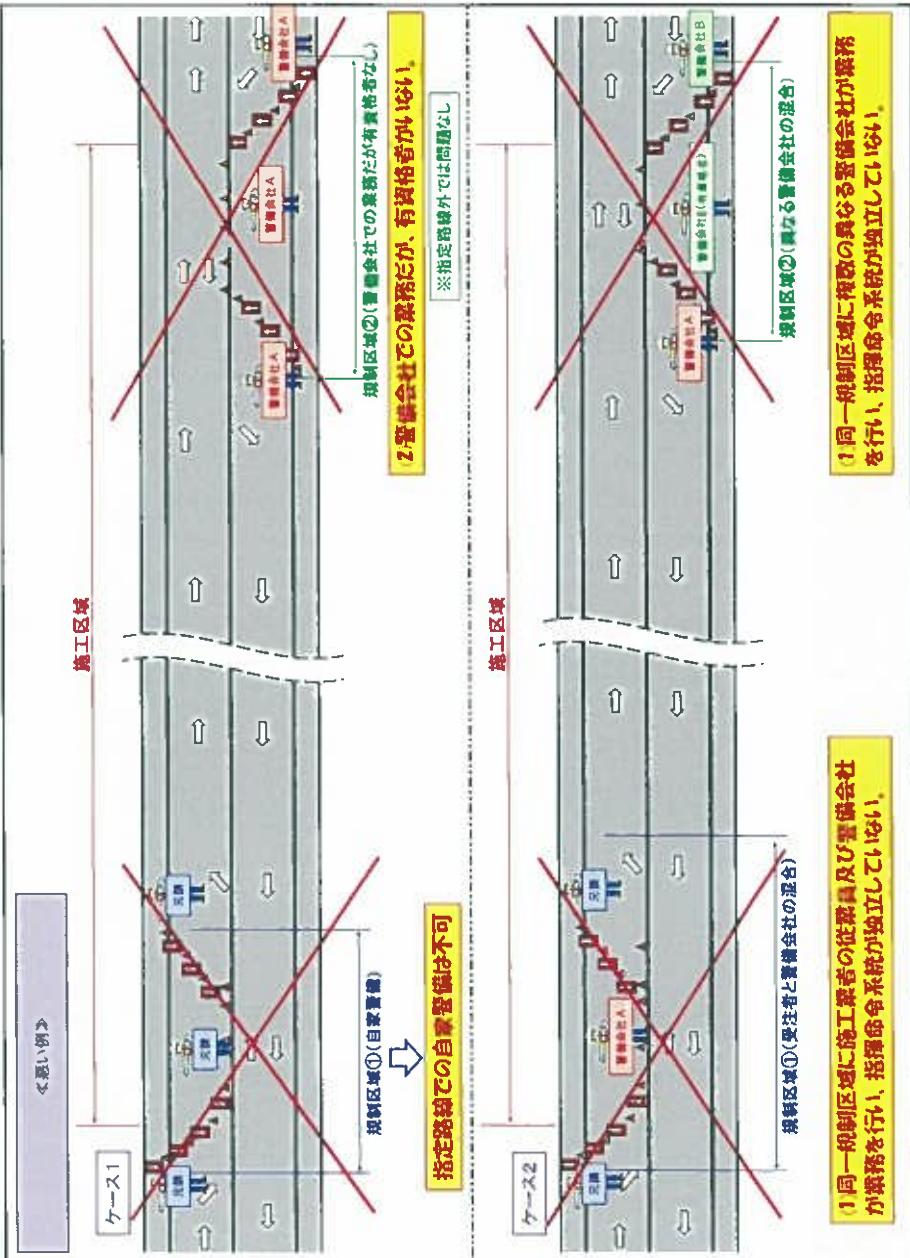
規制区域①(同一業者会社・有資格者一人以上配置)

2 警備業者が指定路線で警備業務を行う場合は、有資格者を  
一人以上配置しなければならない。(警備法上違反)

(2 警備会社での規制区域では、有資格者が一人以上配置されているのでOK)

(1)同一施工区域内に複数の警備会社(自家警備も含む)が大通路等を行って  
も、規制区域等に分離し、警備会社が確立されていればOK

施工区域



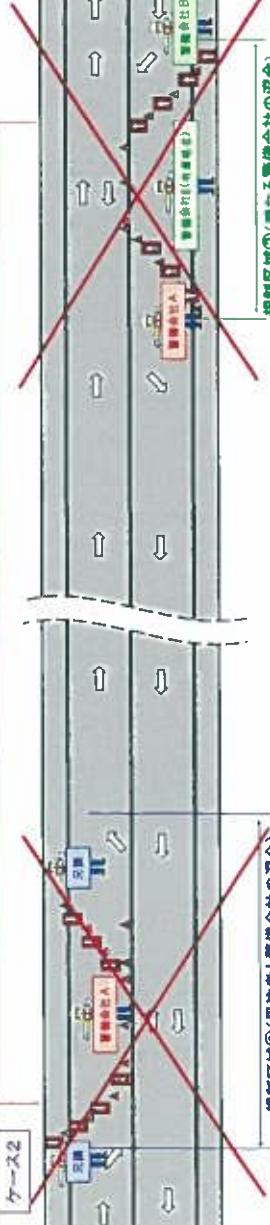
規制区域②(警備会社での規制区域が有資格者なし)

※指定路線外では問題なし

2 警備会社での規制だが、有資格者が不在!

指定路線での自家警備は不可

施工区域



1 同一規制区域に複数の異なる警備会社が警務  
を行い、指揮命令系統が独立していない。

1 同一規制区域に施工業者の仕事警備及び警備会社  
が警務を行って、指揮命令系統が独立していない。

## 自家警備に用する留意事項

「自家警備」とは、契約工事内容の作業を行う従業員の安全確保のために、当該工事受注者の従業員が警備を行うことである。

### ケース1：一次下請業者が二次下請業者まで契約している場合

A社(元請業者)

【工事契約概要】

- ①鋪装版破砕工 ( $A=300m^2$ )
- ②鋪装工 ([A工区]) $A=100m^2 + [B工区]A=200m^2$
- ③区画線工 ( $L=50m$ )

B社(下請一次)

【工事契約概要】

- ②鋪装工 ([B工区]) $A=200m^2$
- ③区画線工 ( $L=50m$ )

C社(下請二次)

【工事契約概要】

- ③区画線工 ( $L=50m$ )

### ケース2：2社の一次下請業者にそれぞれ契約している場合

A社(元請業者)

【工事契約概要】

- ①鋪装版破砕工 ( $A=300m^2$ )
- ②鋪装工 ([A工区]) $A=100m^2 + [B工区]A=200m^2$
- ③区画線工 ( $L=50m$ )

C社(下請一次)

【工事契約概要】

- ③区画線工 ( $L=50m$ )



B社(下請一次)

【工事契約概要】

- ②鋪装工 ([B工区]) $A=200m^2$



※下請業者による自家警備は、下請契約に関係する警備に限る  
 <<自家警備できる業者>>  
 ①鋪装版破砕工 →A社  
 ②鋪装工[A工区] →A社  
 ②鋪装工[B工区] →B社  
 ③区画線工 →C社

※下請業者による自家警備は、下請契約に関係する警備に限る

### 〈(例)ケース1の③区画線工施工中に、3名体制で警備を行う場合〉

※下請業者による自家警備は、下請契約に関係する警備に限る  
 <<自家警備できる業者>>  
 ①鋪装版破砕工 →A社  
 ②鋪装工[A工区] →A社  
 ②鋪装工[B工区] →B社  
 ③区画線工 →C社

### 〈(例)ケース1の③区画線工施工中に、3名体制で警備を行う場合〉

【可】

C社の従業員3名での警備

【不可】

A社1名+B社1名+C社1名のそれぞれの従業員計3名での警備 ⇒×  
 A社の従業員3名での警備、又はB社の従業員3名での警備 ⇒×

※本資料は、基本的な考え方をまとめた参考資料である。自家警備を行う際は、本資料で挙げたケース以外の施工体制も想定されることから、監督員と事前に協議を行つたうえで、適切に実施すること。